

令和4年2月1日
土木部工事第一課

議会の委任による専決処分の報告
(窓ガラス損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和3年9月15日(水)午前10時頃
(天気:くもり)

(2) 発生場所 [REDACTED]
([REDACTED] : 2ページ参照)

(3) 相手方 乙 ([REDACTED])

(4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)の工事第一課職員が [REDACTED]
[REDACTED]にて施設の維持管理のため、草刈機を使用した作業を行
った。
その際、当該作業により小石が飛び、隣接する乙宅の居室窓
ガラスを破損させた。

(5) 損傷の程度 (物損) 居室窓ガラス上部に径約2cmの打痕

(6) 過失割合 甲 10割 ・ 乙 0割

2 乙への損害賠償額 104,500円
(特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日 令和4年1月11日